

県共済の自動車事故費用共済制度

まごころ共済

2007.10 リニューアル



兵庫県共済協同組合

まごころ共済

●自動車事故のときの相手方のケガと死亡に対する保障

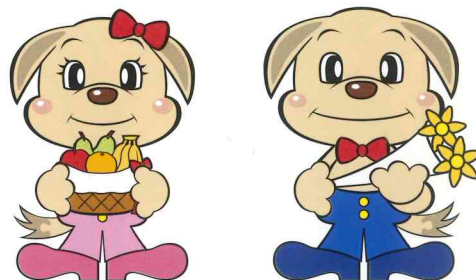
1 死亡のとき 最高 300 万円	2 死亡時の一時金として 30 万円
3 後遺障害 12~ 最高 300 万円	4 合計3日以上の入通院 30,000 円
5 入院 1日につき 1人 4,500 円	6 通院 1日につき 1人 2,250 円

※相手方と契約車両のケガと死亡に対する保障は、共済期間内で合計300万円です。※①~③はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※①~⑥は契約車両に過失がない場合はお支払いしません。⑤⑥の合計のお支払い額が3万円を超えると、④のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。※①③⑤⑥はそれぞれの上記の額を限度に、実際の経済的負担額をお支払いします。※⑤⑥は対象者ごとに最高365日（実入通院日数）まで対象になります。

相手方の財物の損害に対する保障

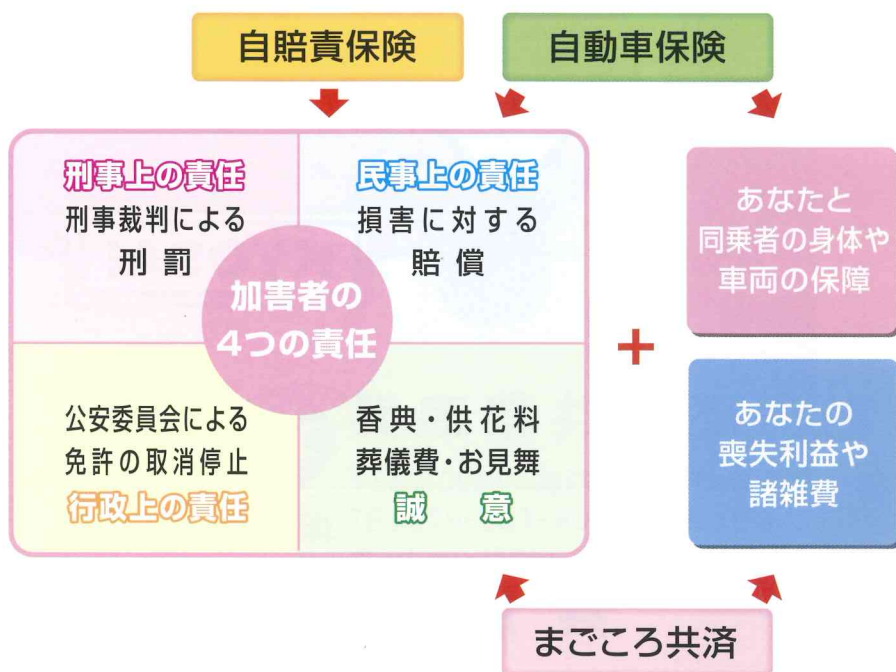
7 契約者に2万円以上の負担が生じたとき

30,000 円
(共済期間内で1回)



Q. まごころ共済ってどんな共済ですか？

A. 自動車事故のとき、あなた（+同乗者）のケガと死亡の保障はもちろん、事故（特に加害事故）の際に発生する、さまざまな経済的負担から、あなたをお守りする県共済だからできるオリジナルの共済です。



まさかの事故からあなたを守る

●自動車事故のときの契約車両のケガと死亡に対する保障

⑧ 死亡のとき

最高 **300** 万円

⑨ 後遺障害

12~ 最高 **300** 万円

⑩ 入院

1日につき 1人 **4,500** 円

⑪ 通院

1日につき 1人 **2,250** 円

※契約車両と相手方のケガと死亡に対する保障は、共済期間内で合計300万円です。※⑧⑨はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※⑩⑪は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。※⑩⑪は対象者ごとに最高365日（実入通院日数）まで対象になります。

+ 契約車両のこんなときに

A 契約車両に3万円以上の損害が生じたとき

20,000 円

(①~⑥⑧~⑪の支払事由が発生した場合。共済期間内で2回まで)

B 事故または故障でロードサービスを利用したとき

4,000 円

(共済期間内で1回)



※A・Bは、県共済が自動付帯サービスとしてご提供するものです。よってA・Bの両方またはいずれかを、事前に通知のうえ、終了する場合があります。

車種	ナンバープレート	プレートの色	年掛掛金	月掛掛金
① 自家用乗用自動車	3・5・7	白	10,000	1,000
② 自家用軽乗用自動車	5	黄	5,500	550
③ 自家用普通貨物自動車(2t超)	1	白	17,500	1,750
④ 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	白	14,500	1,450
⑤ 自家用小型貨物自動車	4	白	10,000	1,000
⑥ 自家用軽貨物自動車	4	黄	5,500	550

ご契約できない車両

事業用軽自動車

共済400
あ・556

事業用自動車

共済500
あ・556

二輪車



左記以外の車種

注) 車種がご不明な場合は車検査証にてご確認ください。③④の重量は最大積載量です。一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただけません。詳しくはお問い合わせください。

保障期間について

新規でご契約の場合

申込日の翌日0時から翌年の申込月の末日24時まで

継続でご契約の場合

現在のご契約が終了する翌月1日の0時から翌年の始期月前月の末日24時まで

運転者の範囲は

個人でご契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 共済契約者が雇用する者
- ④ 上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- ① 共済契約者(理事、取締役など)
- ② 共済契約者が雇用する者
- ③ 上記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

県共済は中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は、1口200円以上の出資金をお預かりいたします。(中小企業者以外の方は員外としてご加入いただけます。)

お支払いできない主な場合

- ・ 共済契約者または運転者もしくは被害を受けた者の故意による時
- ・ 無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの⑧～⑩の保障
- ・ 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの⑧～⑩の保障
- ・ 戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変による時
- ・ 地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波による時
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による時
- ・ 原因のいかんを問わず、被共済者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ・ 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき

個人情報取扱について

県共済は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳細につきましては、県共済のホームページをご覧ください。県共済までお問い合わせください。

- ※「まごころ共済」は、「自動車事故費用共済」の愛称です。
- ※このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または県共済までお問い合わせください。

掛金のお支払いは便利な口座振替(自動更新)をご利用ください

- ・ 新規でご加入いただく場合は、お申込月の翌月以降の振替日にお支払いいただきます。(月払いの場合は、初めての振替日にそれまで+翌月1ヵ月分の月額掛金をお支払いいただきます。)
- ・ ご継続の場合は、ご継続月の前月の振替日にお支払いいただきます。(月払いの場合は、ご継続月の前月の振替日から毎月月額掛金をお支払いいただきます。)
- ・ 満期の2週間前までにお申し出がなければ、前回と同じ内容にて更新いたします。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合……掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合……掛金は必要経費に算入できます。

ご加入時の注意点

申込書は正確にご記入ください。記載内容が事実と異なる場合は、共済金をお支払いできない場合があります。

ご契約後の注意点

ご加入いただいているお車を変更されたときは、取扱代理所または県共済までご連絡ください。お届けいただけていない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

- ※取扱代理所は引受共済組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理所とご締結いただけて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

お問い合わせは



兵庫県共済協同組合

県共済

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7-28-33
TEL.078-361-8080 FAX.078-371-6757
ホームページアドレス www.ken-kyosai.or.jp